

平成18年5月10日

各 位

会 社 名 曾田香料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 光安哲夫  
(JASDAQ・コード 4965)  
問合せ先 取締役総務部門長 中島直文  
(TEL 03-5645-7340)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成18年5月10日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月27日開催予定の第34回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年 6月27日
2. 変更の理由
  - (1) 公告方法について、周知性と利便性の向上を図るため、電子公告制度を採用することとし、所要の変更を行うものであります。(変更案第5条)
  - (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条、第35条)
  - (3) 機動的な会社運営を行っていくことを目的として、取締役会及び監査役会の招集日数を現行の5日前から3日前に短縮する変更を行うものであります。  
(変更案第22条、第32条)
  - (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更、新設、削除等を行うもので、その主なものは次のとおりであります。
    - ①「会社法」施行の経過措置により現行定款に定めがあるものとみなされている事項について、当該規定を新設するものであります。(変更案第4条、第7条)
    - ②単元未満株式について行使することができる権利の内容を明確にするため当該規定を新設するものであります。(変更案第9条)
    - ③株主総会参考書類等を、インターネットを利用する方法でも開示することができるよう、当該規定を新設するものであります。(変更案第15条)
    - ④議決権の代理行使の人数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。  
(変更案第17条)
    - ⑤取締役会をより機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によって行うこともできるよう、当該規定を新設するものであります。(変更案第24条)
  - (5) その他、現行定款の規定を全般的に見直し、条文の追加、削除、文章・表現の一部見直し等を行うものであります。
3. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、<u>つぎ</u>の事業を営むことを目的とする。 1. <u>つぎ</u>の各製品の製造および販売 ①～⑦ &lt;省 略&gt; 2. ～6. &lt;省 略&gt; &lt;8. より移設&gt;</p> <p>7. <u>その他前各号に附帯関連する一切の業務</u> 8. <u>不動産の所有、管理、賃貸、売買および仲介業</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 &lt;省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の<u>公告</u>は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、34,400,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(1 単元の株式の数) 第 6 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第 7 条より移設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 1. <u>次</u>の各製品の製造および販売 ①～⑦ &lt;省 略&gt; 2. ～6. &lt;省 略&gt; 7. <u>不動産の所有、管理、賃貸、売買および仲介業</u> 8. <u>その他前各号に附帯関連する一切の業務</u> &lt;7. へ移設&gt;</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 &lt;省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の<u>公告方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、34,400,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000 株とする。</p> <p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>(单元未満株券の不発行)</u>  第7条 当社は、1单元の株式の数に満たない株式（以下「单元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</p> <p><u>(株式取扱規程)</u>  第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(名義書換代理人)</u>  第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  2. 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>	<p><u>(单元未満株式についての権利)</u>  第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">&lt;第8条2.へ移設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;第11条へ移設&gt;</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u>  第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">＜第8条より移設＞</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜第10条より移設＞</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;">＜第13条へ移設＞</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第 13 条 <u>当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 <u>当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 16 条 <u>当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名のほか必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 20 条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 21 条 <u>当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 22 条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 23 条 <u>当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第 25 条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(任期) 第 26 条 <u>当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 27 条 <u>当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 28 条 <u>当社の監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の議決方法) 第 29 条 <u>当社の監査役会の議決は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 30 条 <u>当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 31 条 <u>当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(選任方法) 第 29 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第32条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第34条、第35条より移設&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 当社の利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第37条へ移設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;第37条へ移設&gt;</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</li> <li>3. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を行うことができる。</li> </ol> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第38条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。</li> </ol>

以 上